

別表（第7条関係）

種類	許可の基準
(1) 路上広告塔	高さが2メートル以下であること。
(2) 屋上広告塔	永久構造物で、高さが当該広告塔を設置する建築物又は工作物の高さの3分の1以下で、上端の高さが地上から46メートル以下であること。
(3) 一般広告塔 (前2号に掲げる広告塔以外の広告塔をいう。)	高さが、木造の場合にあっては地上から10メートル以下、その他の場合にあっては地上から30メートル以下のもので、道路の交差点から20メートル以上離れた箇所に設置するものであること。
(4) 軒下広告物	<p>ア 壁面に直接設置（直描を含む。）するものは、表示面積が当該設置する壁面（以下「設置壁面」という。）の面積の2分の1以下で、長さが設置壁面の同一方向の長さを超えないものであること。</p> <p>イ 壁面から突出して設置するものは、広告面が設置壁面に対しておおむね平行なものにあっては表示面積が設置壁面の面積の3分の2以下で、かつ、20平方メートル以下で、長さが設置壁面の同一方向の長さを超えないものであり、広告面が設置壁面に対しておおむね直角なものにあっては表示面積が10平方メートル以下で設置壁面から垂直方向1メートル以上突出しないものであること。</p> <p>ウ 道路上に突出しないものであること。</p>
(5) 屋上広告物	<p>ア 洋風屋根に設置するものは、縦が3メートル以下で、横の長さが屋根幅の3分の2以下のものであること。</p> <p>イ 和風屋根に設置するものは、縦が2メートル以下、横の長さが屋根幅の3分の2以下で、かつ、当該広告物の上端が大棟の高さを超えないものであること。</p> <p>ウ 永久構造物であること。</p> <p>エ 屋根面に直描しないものであること。</p>
(6) 立看板	<p>ア 縦は2メートル以下で、横は1メートル以下であること。</p> <p>イ 高さが30センチメートルの脚を有するものであること。</p> <p>ウ 掲出期間は、30日以内であること。</p> <p>エ 道路上に設置しないものであること。</p>

(7) 建植広告物	<p>ア 表示面積は、30平方メートル以内であること。</p> <p>イ 上端の高さは、地上から6メートル以下であること。</p> <p>ウ 形状は、著しい変形でないこと。</p> <p>エ 上下2段以上の複合でないこと。</p>
(8) へい垣広告物	<p>ア 表示面積は、当該広告物を設置するへい垣面の面積の2分の1以下であること。</p> <p>イ 上端の高さは、へい垣の高さを超えないこと。</p> <p>ウ 2個以上並べて設置するときは、その上端が同一の高さのものであること。</p> <p>エ へい垣面に直描しないものであること。</p>
(9) アーチ広告物	<p>ア 広告面の縦は、2メートル以下であること。</p> <p>イ 設置する場所は、繁華街その他これに準ずる地域内であること。</p>
(10) 気球広告物	<p>ア 気球は球形で、直径3メートル以下であること。</p> <p>イ 綱の長さは、45メートル以下であること。</p> <p>ウ ネット面に広告物を設置するものであること。</p> <p>エ 補助綱を用いるものであること。</p>
(11) 横断幕	<p>ア 縦は、1メートル以下であること。</p> <p>イ 設置する場所は、繁華街その他これに準ずる地域内であること。</p>
(12) 幕広告	<p>ア 幅は1.5メートル以下で、長さは11メートル以下であること。</p> <p>イ 幕は、布地を用いること。</p>
(13) はり紙	<p>ア 表示面積は、1平方メートル以内であること。</p> <p>イ 一辺の長さは、1メートル以下であること。</p> <p>ウ 掲出期間は、30日以内であること。</p> <p>エ 形状は、著しい変形でないこと。</p>
(14) その他の広告物	<p>前各号の広告物の許可基準との均衡を考慮して市長が適当と認めるものであること。</p>